

学生 みなさんへ

レポートに関する不正行為について（重要）

レポート作成にあたり、他人が作成したレポートの提出や剽窃（web を含め、出典を明記しない他からの引用、引用箇所と自分の文章が区別されていない引用）は、自他の論を明確に区別する学問研究の倫理にもとる行為であると同時に、著作権を犯す犯罪行為であり、学生の本分に反する不正行為に当たります。

試験における不正行為のみならず、レポートに関するこのような不正行為についても、停学を原則とする厳しい処分がなされます。

また、処分に付随して以下の措置が課せられ、所定の年限での卒業が出来なくなることがあります。

- 当該学期に登録した全科目の単位が無効となる
- 奨学金の支給停止や返金
- 停学に伴う科目登録上の不利益

また、スマートフォン等で撮影された図画や作品にも、著作権や画像中の人物にもそれぞれ守られるべき権利があります。画像の引用に際しても他者著作の利用にかかわるルールを厳守してください。

残念なことに、文学学術院ではここ数年、毎学期末に、こうした処分の対象となる学生が出ており、判別のためのソフトを導入して検査可能にするなど不本意な事態も生じております。

学生諸君には、他人の著作の流用や剽窃が重大な問題であることをよく理解し、不正にレポートを作成することがないように十分注意してください。

2018年1月15日
文学学術院長